

台湾の脱炭素化政策 及び商機

気候変動は、すでに世界共通で立ち向かうテーマとなっている。気候変動に対処するため、台湾は2015年、早々に「温室効果ガス削減および管理法（温室気体減量及管理法）」を定めており、国家の長期的な削減目標を法律化した世界でも数少ない国である。しかしながら世界の気候変動の現象が厳しくなり、脱炭素化を加速するため、台湾の主務官庁は21年10月に現有の



「温室効果ガス削減および管理法」を「気候変動適応法（気候適応法）」に改名することを宣告すると同時に改正案を提出した。

今回の改正案の中で、50年に台湾は温室効果ガスの排出実質ゼロの目標に達することを表明している。さらに、気候変動に関する事務に関しては、今後「行政院国家永续发展委员会」が主務官庁として、気候変動に対処する国家の基本方針、及び部会を超えた相關業務の方策の調和、業務分担及び整合を担うことをさらに明確に定めるとしている。

炭素費用を特定項目に使用

この他、台湾もまた数項目の措置を講じて温室効果ガスの排出実質ゼロに邁進し、それぞれ製造、運輸及び建築などの各部門の排出行為に対する管制を組み入れ、エネルギー効率の向上及び排出強度を引き下げ、かつ、新設する汚染源は最良の実行可能な技術を採用して増量オフセットを行わなければならないことを定め、排出増量の環境に対する衝撃を減少すること。また、事業、あるいは各級政府に対して、自発的な減量計画を提出し、その計画に基づいて温室効果ガスの減量措置を執行する者に減量額を与える誘因機制を強化すること。この二つの方法を同時に行い、減量を促進している。

次いで最も注目し値する措置は「炭素費用を徴収して特別支出金として特定の項目にのみ使用する」ことである。台湾は以前、すでに年排出量が2・5万トンを超える炭素排出大手に対して照査、調査及び登録を行っていた。今回の改正が通過した後、正式に台湾国内の排出源に対して炭素費用を徴収し、温室効果ガスの減量、及び低炭素経済の発展を促進するため、その収入を特別支出金として特定の項目にのみ使用することとしている。また、将来、中央主務官庁も、特定の製品に対して炭素含有量の計算及び認定方式を得ると同時に、高炭素含有量の輸入製品に対して炭素費用を徴収して我が国の産業競争力を維持していくこととする。

今回の改正案は炭素の足跡の管理機制、及び製品表示も強化し、生産者の責任の延長、及び低炭素の消費選択肢を民衆に提供することにより、製造業者が低炭素製品の生産を促すこととする。

JCM機制を通じ日台協力

脱炭素化政策に呼応して、台湾においては多くの業者がクリーンエネルギーを受け入れ始めた。クリーンエネルギー設備への投資でなければ、クリーンエネルギー証書の購買である。日本の環境省は21年6月15日「脱炭素インフライニシア

ティブ」の内容と目標を發布し、2国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism、以下「JCM」という）の補助金提供によって、日本企業が海外に赴き、減炭効果を有するインフラを建設することを鼓舞。日本企業は省エネと脱炭素化の面で従来優れた技術、製品、システム、及びサービスを擁している。このため、将来、日本企業はJCM機制を通して、台湾政府及び企業が温室効果ガス実質ゼロの目標に邁進することへの協力が可能であり、同時に日本企業に商機をもたらす経済を振興できる。



著者
殷玉龍 中華民國弁護士
(Alex Yin)
ツアア&ツアイ
Integrated Partner
学歴：国立中正大学法学士、
東興大学法学士、成功大
学財務金融研究科修士
専門分野：知的財産法、政
府調達法、營業秘密法、個
人情報保護法、國際貿易法
及刑事法
現職：台北弁護士協会事務
次長（國際事務）



訳者
農志潔 弁護士
(Danny Nung)
ツアア&ツアイ
アソシエイト
学歴：政治大学法学士、政
治大学法学士、大阪大学
特別聴講生
専門分野：会社法、証券取
引法、保険法